

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	一般廃棄物再生利用業個別指定事業範囲の変更承認	
根拠法令・条項	堺市再生利用業の個別指定に関する規則第5条	
所 管 課	環境事業部 資源循環推進課	
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物再生輸送業個別指定事業範囲の変更承認  <p style="text-align: center;">一般廃棄物再生輸送業個別指定（更新指定含む）と同じ</p> </li> <li>・一般廃棄物再生活用業個別指定事業範囲の変更承認  <p style="text-align: center;">一般廃棄物再生活用業個別指定（更新指定含む）と同じ</p> </li> </ul>	
標準処理期間	標準処理期間	申請書を受理した日の翌日から起算しておおむね2か月
	標準処理期間を設定できない理由	

< 関係法令（抜粋） >

平成 25 年 4 月 1 日現在

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）・・・・・・・・・・ 3

○堺市再生利用業の個別指定に関する規則（昭和 54 年規則第 40 号）・・・・・・・・・・ 4

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）

第二条の三

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

## ○堺市再生利用業の個別指定に関する規則（昭和 54 年規則第 40 号）

（指定の基準等）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の申請があった場合は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認めるときに限り、指定するものとする。

(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の再生活用(以下「再生活用」という。)のみを業として行おうとする者

ア 排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。

イ 排出者から廃棄物を原則として無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。

ウ 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しないこと。

エ 再生活用を行おうとする廃棄物の種類に応じ、当該廃棄物の再生活用に適する処理施設を所有し、又は当該処理施設の使用に係る権原を有すること。

オ 廃棄物の保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な処置を講じたものであること。

カ 引き取られた廃棄物は、その大部分が再生活用の用に供されること。

キ 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、産業廃棄物にあっては、その取引関係に継続性があること。

ク 再生活用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ケ 再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

コ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。

サ 受け入れる廃棄物は、主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。

シ 一般廃棄物の再生活用にあっては省令第 6 条の 4 第 5 号の規定に、産業廃棄物の再生活用にあっては省令第 12 条の 12 の 4 第 5 号の規定に適合していること。

ス 一般廃棄物に係る指定にあっては、法第 7 条第 10 項第 2 号の規定に適合すること。

(2) 廃棄物の再生輸送(再生活用のための収集又は運搬(原則として積替え又は保管を含まない。))を行うことをいう。以下同じ。)を業として行おうとする者

ア 本市の区域内において再生活用業者(再生活用に係る前号の指定を受けた者をいう。)が自ら再生輸送を行い、又は排出者の委託を受けて再生輸送を行うこと。

イ 廃棄物を無償又は再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で排出者から引き取ること。

ウ 申請者が、法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しないこと。

エ 廃棄物の再生輸送を確実に遂行するための施設を所有し、又は当該施設の使用の権原を有すること。

オ 引き取られた廃棄物は、全て再生活用施設に搬入されること。

カ 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれるもので、かつ、産業廃棄物にあっては、その取引関係に継続性があること。

キ 再生輸送を行おうとする廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ク 積替え施設又は保管施設を有する場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ケ 再生輸送を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

コ 再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

サ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。

シ 一般廃棄物に係る指定にあっては、法第 7 条第 5 項第 2 号の規定に適合すること。

（変更の承認）

第 5 条 第 3 条第 1 項の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、第 2 条第 2 号に規定する事業の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した再生利用業個別指定変更承認申請書(様式第 3 号)の正本 1 部及び副本 1 部を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - (2) 指定年月日及び指定番号
  - (3) 変更の内容
  - (4) 変更予定年月日
  - (5) 変更の理由
  - (6) 変更に係る事業により得られる有用物の利用方法
  - (7) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
  - (8) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
  - (9) 排出者との取引関係
  - (10) 第2条第1項第10号から第15号までに掲げる事項
- 2 第2条第2項及び第3条の規定は、事業の範囲の変更に係る前項の承認について準用する。